

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

小56 富山市立鵜坂小学校

① いじめ防止基本方針について

ア 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。そこで、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、「鵜坂小学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

イ 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての児童に関わる問題であることから、児童が安心して学習や活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行う。また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて児童が十分に理解できるように行うようにする。加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むようにする。

なお、こうした取組に当たっては、法の規定をはじめとして、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の内容を適切に理解したうえで実施する

ウ いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条。以下、枠内は法の条文。）

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾、スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団の中の人的関係をいう。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のみならず、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすること等を意味する。
- 「心身の苦痛を感じている」と思われるもの、いわゆるグレーゾーンの状況であっても、まず「いじめ」であるとして対処する。

※ いじめの態様の例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌がることを言われる。
- ・仲間はずれ、個人・集団から無視をされる。
- ・軽くあるいはひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる。
- ・金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

など

② 本校のいじめの実態と課題について

ア 本校の実態

- 長期的ないじめや陰湿な嫌がらせを行う児童は少ない。
- 友達の気持ちを考えずに、相手の嫌なことを言ってしまう児童がいる。
- 自分の思いを適切な言葉で伝えずに、相手に嫌なことをしてしまう児童がいる。
- 友達との関わりの中で相手の意図を確かめずに叩いたり、蹴ったりする児童がいる。

イ 本校の課題

- 学級経営や授業の中での生徒指導の充実を図り、いじめや暴力行為等の未然防止や早期発見に努める。
- 友達とコミュニケーションを図ることが苦手な児童がいるので、構成的エンカウンター やソーシャルスキルトレーニング等を通じて、正しく心地よい人間関係づくりに努める。

③ いじめ問題への対応について

ア いじめの防止のための取組

- 「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努める。
- 道徳教育や人権教育を充実させ、読書活動・体験活動等幅広く体験的に学ぶ機会を設けることで児童の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。
- 児童のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で主体的に参画できる授業づくりや集団づくりに努める。
- いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努める。
- いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組む。
- いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、隨時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。
- 教職員の言動が児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- SNS教室を開き、携帯電話、スマートフォンを利用したいじめについて児童たちに知らせ、その危険性の理解を図るとともに、善悪の判断力の育成に努める。。

イ いじめの早期発見のための取組

- 休み時間や放課後の児童の様子、日記等での児童との日常的なやりとり、「おはなしカード」や「お話カードミニ」、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く児童を見守る。
- 教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、または、対応不要であると個人で判断せずに直ちに全てを当該組織に報告する。
- 児童が気持ちを打ち明けられるよう、日頃から「何でも話せる」雰囲気づくりに努める

とともに、早めにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等につなぐことで、いじめの早期発見に役立てる。

- 定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
- 児童や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努める。

ウ いじめが起きたときの対応

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って考える。
- いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」（法第22条）を活用して行う。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- 児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、直ちに、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- いじめられている児童といじめを行ったとされる児童それぞれの保護者には、できる限り認知当日に事実を連絡し、適切に調査・指導する旨を伝え、理解を得るとともに、継続的に調査・指導状況を報告する。
- 児童生徒の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。
- いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ防止対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。
- 速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、富山市教育委員会に報告し、いじめられた児童といじめた児童それぞれの保護者に連絡する。
- 犯罪行為を伴うもの等、学校や富山市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応する。
- いじめられた児童とその保護者へは次のような支援を行う。
 - ・徹底して当該児童を守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめを受けている児童が自尊感情を失うことがないよう、「いじめを受けている人が悪いのではない。助けを求めることは恥ずかしいことではない」というメッセージを送り続け、学校が守る姿勢を示す。
 - ・必要に応じ、いじめた児童を別室で指導すること等で、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられるようにする。
 - ・状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組む。

- いじめた児童とその保護者へは次のように指導・助言を行う。
 - ・複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。
 - ・保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
 - ・いじめた児童へは、いじめは人格を傷付けるとともに、生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
 - ・いじめの背景にも目を向け、いじめた児童のプライバシーに十分に留意した対応を行う。
 - ・警察と連携した指導については、教育的な配慮を十分に行い、いじめた児童の健全な成長を促すことを目的に行う。
- いじめが起きた集団の児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた児童や、いじめを見ていた児童に対しては、同調や傍観は、いじめに加担する行為であることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。傍観者とならず、身近な大人や先生への報告をはじめとする、いじめをやめさせるための行動の大切さを理解させるよう努める。
- いじめられていた児童が信頼できる人（友人、教職員、家族、地域の人等）と連携するなどして、当該児童の心に寄り添い、支援する体制をつくるとともに、安心して教室等で学習やその他の活動に取り組むことができる環境を整える。また、スクールカウンセラー やスクールソーシャルワーカー等、心理、福祉の専門家による心のケアを行うとともに、状況に応じて、医療関係機関とも連携し継続的に支援する。
- 謝罪でいじめが解決したものとはせず、当事者同士や周りの児童との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続ける。「解消している状態」とは以下の2点の条件が満たされていることを必要とする。
 - ・被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット上を含む）の止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること。（被害が重大なものは、更に長期とすることも考える）
 - ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること（被害児童およびその保護者への面談等で確認する）。
- ネット上の不適切な書き込み等については、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導する。
- ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の窓口等、関係機関の取組について周知する。
- パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努める。
- いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していく。

④ 重大事態への対応について

ア 重大事態とは

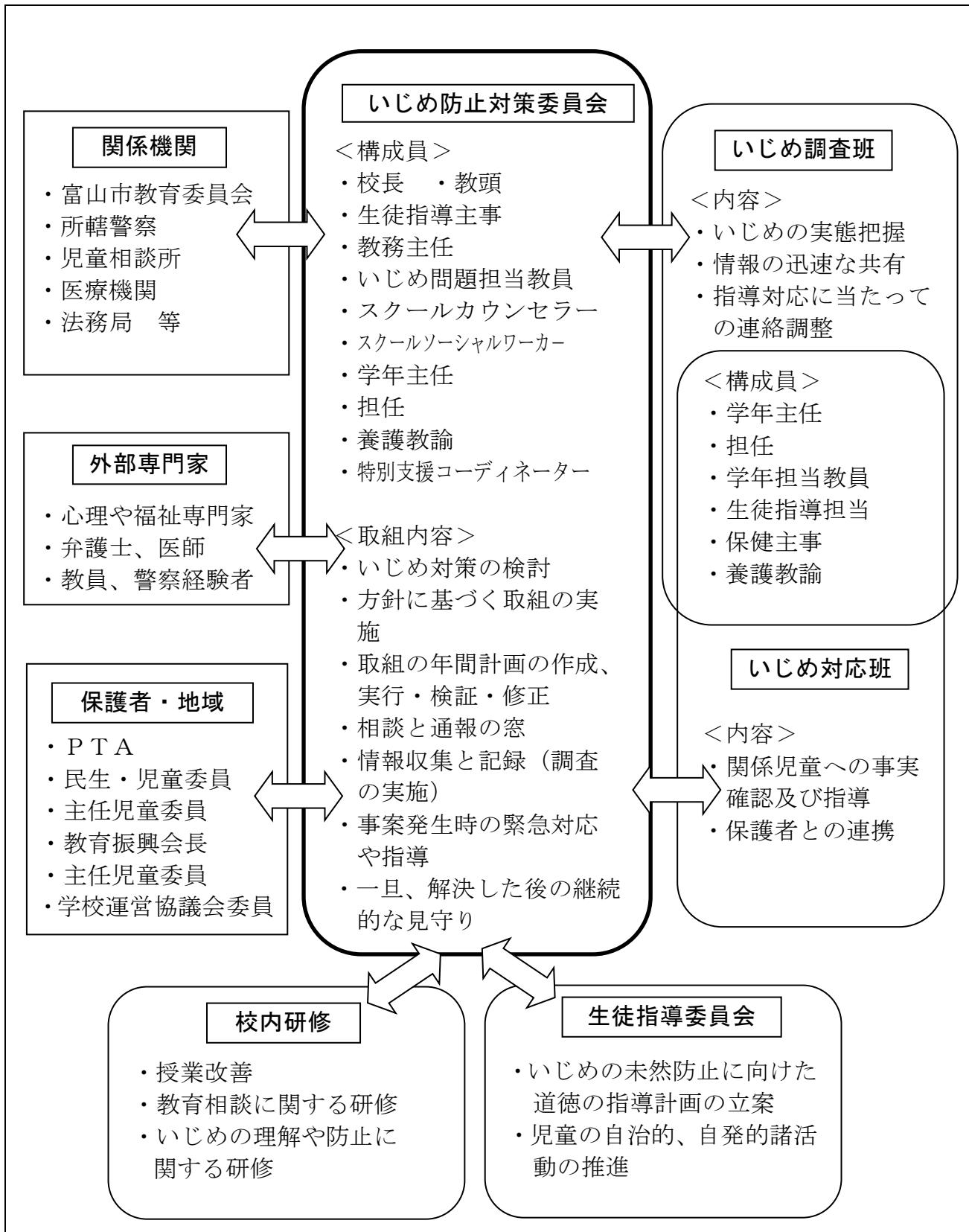
- ① 「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（児童が自殺を企図した場合等）
- ② 「いじめにより当該学校に在籍する児童等の相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（年間30日を目安として、一定期間連續して欠席しているような場合や転校に至るほどの精神的に苦痛を受けた場合）
- ※「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」
(いじめ防止対策推進法28条より)

イ 重大事態の対応についての留意事項

- 重大事態が発生した場合は、速やかに富山市教育委員会に報告し、富山市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に問題の解決に当たる。調査資料の分析を第三者（弁護士等）に依頼したり、必要に応じて新たな調査を実施したりすることで重大事態の調査とする場合もある。
- 調査に当たっては、重大事態にいたる要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
- いじめられた児童から聴き取りが可能な場合は、十分に聴き取るとともに、必要に応じて在籍児童や教職員に質問紙調査や聴き取り調査を行う。いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、いじめられた児童の保護者の要望・意見を十分に聴き取るとともに迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。
- いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行う。
- 事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。報道機関等、外部に公表する場合は、他の児童又は保護者に対して可能な限り、事前に調査結果を報告する。また、その際に、児童又は保護者の間において憶測を生み、学校に対する不信を生むことがないよう、再発防止策（対応の方向性を含む）とともに調査結果を説明する。報道機関等、外部に公表しない場合であっても、再発防止に向けて、調査結果について、他の児童または、保護者に対して説明を行うことを検討する。調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては富山市情報公開条例（平成17年富山市条例第30号）に照らして適切に判断する。

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

(法第22条に基づく組織 <必置>)



【表1 いじめ対策委員会】

役 職	分担 1	分担 2	備考
校長	総 括		
教頭	総 務		
教頭	総 務		
教務主任	調査班	対応班	
教務主任	調査班	対応班	
生徒指導主事	調査班	対応班	
スクールカウンセラー		対応班	
スクールソーシャルワーカー		対応班	
各学年主任	調査班	対応班	
保健主事	調査班		
養護教諭	調査班		
特別支援コーディネーター		対応班	

【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

いじめられた児童生徒・気になる児童生徒の発見
(日常の観察・アンケート・教育相談・周りや本人の訴え等から)

